

児童発達支援事業所における自己評価結果 (公表)

令和4年1月31日公表

チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
1			利用定員に合わせ、香川県と協議をおこない、指導訓練室や、遊戯室を適切なスペースにしています。	感染症対策の観点から事態が収束するまでは、特に児童が一度に密集しないように分散化して活動しています。
2			法律の定めた配置数以上の職員数で対応しています。	安全面や、より高い支援のために職員の増員なども検討してまいります。
3			各部屋の入口にイラスト等表示して児童に分かりやすい環境に配慮しています。また部屋ごとの使用目的をはっきりさせ、安心して過ごせる環境作りを心がけています。室内にはフロアですが、入口などの段差には職員が付き添って見守りを行っています。	就学前児童なので、歩行が不安定な状況も考慮し、転倒防止も踏まえて段差を少なくしており、また安全面も考え、クッションフロアを敷くなど、工夫をおこない、今後も安全への配慮を継続してまいります。
4			毎日の掃除は欠かさず、定期的に換気・消毒しています。また感染症予防のため、利用児童の出入り口と、その他の出入り口に分け、必ず全員に消毒をおこなううえで入室していただいています。生活空間・遊ぶスペース・療育スペースが完全に分かれていて、児童が活動によって切り替えられるようになっています。	感染症予防の観点から職員は全員マスクを着用し、児童にもマスク着用を促し、できるだけ少人数で過ごすようにしています。職員は就業前・昼食後・終業後の検温をおこなっており、定期的な換気や、消毒も続けております。
5			職員会議は全員参加するよう努め、課題の把握、目標の設定、改善策について話し合っています。	当日参加できなかった職員には個別で内容を伝え、共有ノートを使って情報共有と認識の一致に努めています。
6			年に一度は保護者様にアンケートを依頼し、ご意見を職員間で検討し、リフレクション会議などで課題や改善策を話し合っています。	いただいたご意見は真摯に受け止め、より良い療育のため、できるだけ早く業務改善に繋がるよう話し合いをおこない、利用児童が楽しく通い、保護者様にもご満足いただけるよう努めてまいります。
7			評価表結果はWAM-NET（福祉・保健・医療の情報の総合サイト）からリンクされた、COMPASS 発達支援センター公式ウェブサイト上で公開しています。	今後も継続して評価の結果を公開し、また保護者様からご意見をいただき、より良い事業所にできるよう改善してまいります。
8			現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者からの評価受審については今後の検討課題としてまいります。
9			管理者や児童発達支援管理責任者が中心となって定期的に研修を実施しています。内容については記録に残し、全員に伝えるようにしています。	今後も職員の資質向上・スキルアップの研修などの機会を増やしていきます。
10			より良い支援のためにアセスメントを適切におこない、しっかりと保護者様から情報を聞き取り、記録し、支援計画に活かしていきます。	今後も継続して適切なアセスメントに努め、面談や訪問を行い、状況に応じた的確な情報収集に努め、支援計画に反映させてまいります。
11			標準化されたアセスメントツールを使用し、保護者様のご意見・ご要望・児童の状況を漏らすことなく聞き取るよう努めてまいります。	今後も同様にアセスメントツールを活用し、保護者様のニーズや児童の状況などの情報の把握に努め、より良い支援に繋がるよう図ってまいります。
12			児童発達支援ガイドラインを遵守し、計画立案や内容については、適応期間の定めに関係なく、必要に応じて再度見直し、一人ひとりに合った具体的な支援内容を設定した支援をおこなえるよう取り組んでいます。	今後もガイドラインの基本を遵守し、さらにきめ細かく一人ひとりに適した支援内容が設定できるよう取り組んでまいります。
13			支援計画の内容をもとに、各児童の療育プログラムを設定し、支援計画、支援内容を共有するための打ち合わせをおこなっています。	今後も継続し、情報共有と認識一致のうえで職員全員が同じ方向性をもって支援できるよう努めてまいります。
14			管理者や児童発達支援管理責任者、また支援担当者の全員がチームとなって立案しております。	今後も、その都度全職員で話し合いをおこない、様々な視点から立案してまいります。
15			基本的には習慣化と定着を目指した繰り返しの活動を実践し、また同時に児童の発達に応じた個別の活動を考案し、色々な状況に合わせて活動プログラムを工夫しています。	今後も、その都度話し合いを実施し、活動プログラムを立案し、季節の行事や制作なども取り入れ、変化ある活動も企画してまいります。
16			児童一人ひとりに合わせた個別支援を中心に実施していますが、児童の状況に合わせて、様々な課題を立案し、組み合わせています。	コロナ禍の現在は、活動に際して三密にならないような集団活動を企画し、保護者様と共通理解の元、利用児童の一人ひとりに必要とされる支援内容を検討し、作成してまいります。
17			毎朝、職員用の掲示板にその日の利用児童の情報や役割分担を掲示し、全員で共有しています。必要に応じて、その日の支援内容や児童の課題や気づき等、情報共有をしたり相談し合っています。	今後も職員用掲示板などで支援内容や役割分担について情報共有をおこない、認識一致を図ってまいります。
18			支援終了後には、管理者や児童発達支援管理責任者に支援員が報告し、情報は全体に周知できるよう努めています。気づいた点は共有するために記録に残しています。	今後は終了時だけでなく、話し合いの機会を増やし、より良い支援内容へと反映できるように努めてまいります。
19			その日のうちに経過記録を記入し、その記録を振り返り、次の支援機会に活かせるように努めています。経過記録は、出来たことだけでなく、苦手なことや課題も記録するようにしています。	経過記録は今後も主観を入れず、正確に記入し、その都度振り返り活用してまいります。
20			少なくとも6か月1回はモニタリングを実施し、支援計画の見直しをおこなっています。	今後も定期的なモニタリングを継続し児童の状況によって、必要場合は、6か月の時期に拘らず、適宜見直しをおこなってまいります。
21			担当者会議には、児童の状況を一番把握している児童発達支援管理責任者と支援担当者が参画しています。	引き続き関係機関との連携を継続し、職員の質の向上により、どの職員でも参画できるよう、また事業所での情報共有ができるよう努めてまいります。
22			関係機関との会議にも積極的に参加し、子育て支援等からいただいた情報は活用させていただいています。	今後も継続して情報の共有に努め、事業所からも自発的な問題の提起や情報提供をおこなひ、児童の支援に反映させるよう努めてまいります。
23			現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
24			現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
25			移行支援に関しては、担当者会議の機会を通して連携に努め、また園や学校からの見学希望についても積極的に受け入れをおこなっています。	移行支援として児童について関係各所との情報共有と共通理解に努め、丁寧に時間をかけた対応を心がけてまいります。
26			就学前に学校や相談員、各関係機関とともに会議をおこなっています。	今後もそれぞれの機関へ児童の課題や発達状況など、次のステップに繋がる情報共有ができるよう連携を図ってまいります。
27			嘱託医の先生にも助言等もいただいております。積極的に他事業所や専門機関との情報交換もおこない、助言を受けています。	コロナ禍では、なかなか機会を得難いですが、今後も色々な施設への見学、交流や勉強会、また研修などを通して、さらに連携を図ってまいります。
28			本年度も、事業所発信の交流機会は持てませんが、保育所等訪問支援もおこなっていますので、感染症の状況、保護者様のご意向によって、個別の対応は様々な状況となっております。	コロナ収束後ではありますが、今後は保護者様のご意向を伺いながら、企画をおこない、交流機会を作れるように努めてまいります。
29			今年度はコロナ禍で協議会への参加機会はありませんでした。	コロナ収束後、研修が開催される際には積極的に参加し、研鑽に努めてまいります。
30			送迎時のやり取りや連絡帳を利用して保護者様と児童の状況や変化などの情報交換をおこない、共通理解を深めています。	今後も引き続き機会を逃さず情報共有を図り、保護者様との信頼関係の構築と共通理解に努めてまいります。
31			家庭連携や担当者会議を通して助言・支援に努め、ご要望や必要に応じて面談を行うなど、保護者様にも寄り添う支援を心がけております。	家庭連携の機会にお話しいただく機会を増やせしめ、今後ともご相談について丁寧に傾聴し、一緒に解決を図り、また事業所からも積極的に働きかけに努めてまいります。
32			契約時に重要事項説明書、契約書を通じ、丁寧に説明しております。	契約時のみならず、ご質問や再度説明のご要望があればいつでも対応させていただきます。
33			ガイドラインに基づいて支援計画を作成しています。児童発達管理責任者が保護者様へ支援計画の内容を説明する際は、専門用語を避け、わかりやすい言葉を使うよう心がけ、また現状説明を丁寧にしております。	今後も引き続き、保護者様のご意向や児童一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、丁寧な説明を心がけてまいります。
34			お悩みの相談があった場合は、その都度助言をおこなうと共に、施設内での様子をご説明するなど、保護者様への積極的な関わりや言葉かけを意識しています。いただいたご質問や、ご相談はその場で、早い回答が難しい内容は一旦持ち帰り、早い回答を心がけて対応しています。	コロナの状況を確認しながら、今後は連絡帳や送迎時だけでなく、保護者様と事前に日程を調整し、ご来所いただいたり、訪問させていただいたりして面談等をおこなえるよう図ってまいります。
35			今年度もコロナの影響もあり、実施を見合わせております。	状況が落ち着き次第、定期的に保護者会等が行えるよう企画・検討してまいります。
36			現在までに、重大な苦情をいただくことはありませんでしたが、相談や要望があった場合は速やかな対応ができるように準備をしております。	保護者様からのご意見には、積極的に耳を傾け、迅速丁寧な対応に努め、ご不快が取れるよう環境づくりをまいります。
37			定期的に「COMPASS だより」を発行しています。連絡帳のカレンダーには、療育の様子・遊びの様子、行事の様子を載せています。また、YouTube、ホームページのブログで事業所の活動内容をご紹介します。	今後も定期的な会報、ウェブサイトでの活動報告は継続し、内容の充実を図ってまいります。また、保護者様にも楽しみにしていただけるように、カレンダーへの工夫も継続してまいります。
38			個人情報にかかわる内容については十分注意して取り扱っています。	個人情報には今後も取り扱いに十分注意を払い、また旋転可能な書庫に保管してまいります。写真や動画の取り扱いにも細心の注意を払い、管理を徹底してまいります。
39			児童には状況や特性に合わせた伝達方法を使い、保護者様に連絡帳等を用いて文章で確認していたり、口頭でも専門用語を避けて、丁寧な情報伝達を心がけています。	今後も児童の特性に配慮し、保護者様へも更に丁寧な説明を心がけ情報伝達と意思疎通できるように、手段を選択してまいります。
40			コロナ禍でもあり、また通所を公にしない児童も増加しているため、今年度も行事に地域住民の方をご招待するような計画はございません。	現時点ではコロナ禍であるため、難題の収束がみられない限り企画等は難しい状況です。今後の収束がめられた時点で保護者様からのご意向を踏まえ、地域イベントに児童と参加したり、事業所主催行事に近隣の方々をお招きしたり、交流を企画・検討してまいります。
41			各マニュアルはすぐに確認できるよう室内に掲示しております。また、避難訓練は定期的を実施しており、実施したときの写真なども入口に掲示しています。	マニュアルについては事業所玄関にも掲示しております。避難訓練も、火災や地震だけでなく、水害や、不審者対応の訓練も定期的実施しております。
42			地震・火事、不審者などの避難訓練を実施し、利用児童の安全確保と、職員間の意識づけや連携を図れるよう努めています。	児童の命を守るために、今後も火災・地震・風水害などへの避難訓練を定期的におこなひ、どのような緊急時にも職員や利用児童がきちんと身の危険を理解し、しっかりと手順に沿った避難行動ができるよう継続してまいります。
43			アセスメント時に或いは適宜、保護者様に必ず確認し、てんかん・痙攣等のある児童の情報（注意事項）を文面に起こし、業の説明事項一緒に掲示し、周知しています。	今後ともご利用前・ご利用中にも保護者様へのご説明を継続し、職員への周知と意識づけを図り、対応に努めてまいります。
44			アセスメントや、保護者様に確認をおこない、利用児童のアレルギーについては全職員が把握し、対応しています。	今後ともご利用前・ご利用中にも保護者様へのご説明をおこない、必要場合は医師の指示書をお事業所に提示し、全職員に周知をおこなってまいります。
45			ヒヤリハットが発生した場合、詳細に記録し、共有しています。事例等は職員間で共有し、定期的に振り返りをおこない、再発防止と、事故の未然防止に努めています。	今後もヒヤリハット記録は即時で記録をおこない、情報共有・職員間の認識一致のうえ、再発防止と事故の未然の防止を心がけてまいります。
46			行政主催の虐待防止研修に参加し、また事業所内でも虐待防止研修会を開催し、全職員で討議をおこなっています。	虐待防止のためには職員全員の共通理解と意識づけが必須であり、今後はできるだけ研修頻度をあげ、認識一致に努めてまいります。
47			現在の利用児童には身体拘束が必要なケースはありません。利用契約書には、身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るよう義務付けられています。	今後も原則として身体拘束は行わない基本姿勢を守り、まずは沈静化できるよう、いろいろなパターンに合わせた声かけや、気分の切り替えを促せるよう努めてまいります。但し、緊密と認められる「部屋からの飛び出し」「自傷行為」「他児童へ危害を加える可能性がある」など、児童の命に関わる事態が起こる場合に限り、やむを得ず抱いた状態を移動させるなどは、保護者様に十分説明をおこない、同意を得て、個別支援計画に記載するようにしてまいります。

○この「事業所における自己評価結果 (公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。